

## 第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 1 2 問 } 3 時間  
無線工学 2 4 問 }

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法(第4条及び第110条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を開設しようとする者は、 A を受けなければならない。ただし、 B 無線局で総務省令で定めるもの等電波法第4条(無線局の開設)ただし書に定めるものについては、この限りでない。
- ② ①の規定による  A が無いのに無線局を開設した者は、 C に処する。

A	B	C
1 総務大臣の免許	小規模な	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
2 総務大臣の免許	発射する電波が著しく微弱な	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 総務大臣の登録	発射する電波が著しく微弱な	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
4 総務大臣の登録	小規模な	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

[2] 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受けた免許人は、その無線設備を運用するためにはどのような手続が必要か。電波法(第18条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なくその工事が終了した旨を総務大臣に届け出る。
- 登録検査等事業者(注1)又は登録外国点検事業者(注2)の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章に定める技術基準に適合していると認められる。  
注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2(検査等事業者の登録)第1項の登録を受けた者をいう。  
注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者をいう。
- 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められる。
- 無線設備の変更の工事を実施した旨を免許状の余白に記載し、その写しを総務大臣に提出する。

[3] 高圧電気(注)を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則(第22条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高圧電気とは、高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 外部を電氣的に完全に絶縁し、かつ、電気設備に関する技術基準を定める省令(通商産業省令第61号)の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、2.5メートルに満たない高さの部分が人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。
- 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。

[4] 次の記述は、「スプリアス発射」及び「帯域外発射」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「スプリアス発射」とは、 A 外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで  B することができるものをいい、高調波発射、 C を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- ② 「帯域外発射」とは、 A に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

	A	B	C
1	送信周波数帯	低減	低調波発射及び寄生発射
2	送信周波数帯	除去	低調波発射、寄生発射及び相互変調積
3	必要周波数帯	除去	低調波発射及び寄生発射
4	必要周波数帯	低減	低調波発射、寄生発射及び相互変調積

[5] 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第36条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により  A することのできるものでなければならない。
- ② 人工衛星局は、その  B を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

	A	B
1	電波の発射を直ちに停止	発射する電波の周波数
2	電波の発射を直ちに停止	無線設備の設置場所
3	空中線電力を直ちに変更	発射する電波の周波数
4	空中線電力を直ちに変更	無線設備の設置場所

[6] 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 2 無線従事者は、氏名に変更を生じたために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 4 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、1箇月以内に再交付を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

[7] 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について述べたものである。電波法（第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、 A については、この限りでない。

- (1) 免許状又は登録状に  B であること。  
(2) 通信を行うため  C であること。

A	B	C
1 非常の場合の無線通信	記載されたとおりのもの	必要最小のもの
2 非常の場合の無線通信	記載されたものの範囲内	十分なもの
3 遭難通信	記載されたものの範囲内	必要最小のもの
4 遭難通信	記載されたとおりのもの	十分なもの

[8] 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。  
② 無線局の取扱中に係る  B の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  
③  C がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の相手方に対して行われる無線通信	無線通信	無線通信の業務に従事する者
2 特定の相手方に対して行われる無線通信	暗語による無線通信	無線従事者
3 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	無線通信	無線従事者
4 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	暗語による無線通信	無線通信の業務に従事する者

[9] 次の記述のうち、無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。  
2 正当な理由がないのに無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。  
3 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。  
4 免許証を失ったとき。

[10] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が  A 場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を  B に  C ことができる。

	A	B	C
1	発生し、又は発生する虞 <sup>おそれ</sup> がある	無線局	行わせる
2	発生し、又は発生する虞 <sup>おそれ</sup> がある	電気通信事業者	行うよう要請する
3	発生した	電気通信事業者	行わせる
4	発生した	無線局	行うよう要請する

[11] 次の記述は、総務大臣が行うことができる処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人等（注）が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて  B の停止を命じ、又は期間を定めて  C を制限することができる。

注 免許人又は登録人をいう。

	A	B	C
1	3箇月	無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
2	3箇月	電波の発射	周波数若しくは空中線電力
3	6箇月	無線局の運用	周波数若しくは空中線電力
4	6箇月	電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力

[12] 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、免許状をどうしなければならないか。電波法（第24条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遅滞なく廃棄する。
- 2 1箇月以内に総務大臣に返納する。
- 3 3箇月以内に総務大臣に返納する。
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写しとともに2年間保存する。